

令和8年6月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第23号

松伏町監査委員の選任について

1 趣旨

松伏町監査委員高橋昭男氏が退職したことに伴い、後任として川上力氏を選任することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○
- (2) 氏 名 川上 力 (かわかみ つとむ)
- (3) 生年月日 ○○○○○○

3 任期

選任の日から議員の任期満了の日まで

議案第24号

松伏町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務がある者を見直し、及び特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を定め、並びに固定資産税の免税点を引き上げるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務がある者の見直し（第36条の3の3関係）

所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない一定の公的年金等受給者について、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとする。
- (2) 固定資産税の免税点の引き上げ（第63条関係）

固定資産税の免税点について、家屋にあっては20万円から30万円に、償却資産にあっては150万円から180万円に引き上げる。
- (3) 特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の適用期限の撤廃（附則第6条関係）

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を撤廃する。
- (4) 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の延長（附則第7条の3関係）

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和25年度分の個人の町民税及び居住年が令和12年であるものまで延長する。
- (5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の見直し（附則第17条の2関係）

所得割の納税義務者が、一定の土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、特例に該当しないものとみなす。
- (6) 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例（附則第19条の3関係）

当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、

他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として計算した金額の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課することとする。

(7) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日。ただし、次のアからウまでに掲げる規定は、当該アからウまでに定める日

ア 2(2) 令和9年4月1日

イ 2(5) 令和10年1月1日

ウ 2(6) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(2) 経過措置

ア 町民税に関する経過措置

(ア) 2(1)は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

(イ) 2(4)は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等をその者の居住の用に供する場合について適用し、同日前に居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等をその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(ウ) 2(5)は、町民税の所得割の納税義務者が(1)イに掲げる規定の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(エ) 2(6)は、(1)ウに掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(オ) その他必要な経過措置を講ずる。

イ 固定資産税に関する経過措置

2(2)は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第25号

松伏町監査委員に関する条例及び松伏町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

地方自治法の一部改正による条例中引用している条項の規定の整備

3 施行期日

令和8年9月24日

議案第26号

松伏町印鑑条例の一部を改正する条例

1 趣旨

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に特定在留カード又は特定特別永住者証明書を用いた方法を追加するための条例

の改正

2 内容

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付方法の追加（第14条関係）

多機能端末機（マルチコピー機）による印鑑登録証明書の交付に、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（これらのうち個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いた方法を追加する。

3 施行期日

公布の日

議案第27号

松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度分の保険料の減免に関する特例を定めるための条例の改正

2 内容

令和8年度分の保険料の減免に関する特例（附則第13条関係）

令和8年度分の保険料の減免に限り、保険料の減免を受けようとする者は、特別の事由に該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると町長が認める場合は、減免の申請を要しないものとする。

3 施行期日

公布の日

議案第28号

令和8年度松伏町一般会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	10,233,000千円
2 補正予算額	4,989千円
3 合計	10,237,989千円

議案第29号

令和8年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	2,579,677千円
2 補正予算額	423千円
3 合計	2,580,100千円

議案第30号

令和8年度松伏町下水道事業会計補正予算（第1号）

1 既決予定額	
(1) 収益的収入	518,625千円
(2) 収益的支出	518,445千円
(3) 資本的収入	231,855千円
(4) 資本的支出	402,396千円
2 補正予定額	
(1) 収益的収入	—
(2) 収益的支出	14,400千円
(3) 資本的収入	—
(4) 資本的支出	—

3 合 計

(1) 收益的收入	5 1 8, 6 2 5 千円
(2) 收益の支出	5 3 2, 8 4 5 千円
(3) 資本的收入	2 3 1, 8 5 5 千円
(4) 資本の支出	4 0 2, 3 9 6 千円